

第54条第3項中「この条において同じ」を「この条及び次条第1項において同じ」に改める。

第55条第1項中「数量」を「数量（第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」に改める。

第144条の2中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第12条の3第1項及び第13条の2の3第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第16条第1項、第2項及び第5項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (軽油引取税に関する規定の適用)
- 2 この条例による改正後の長野県県税条例第55条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税については、なお従前の例による。

税 務 課

規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第36号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第86条の12第3項第2号中「ている」を「、又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録されている」に改める。

第86条の14第1号のシ中「の番号、交付年月日」を「又は免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。第4号のエ及び第86条の23第2号のクにおいて同じ。）の番号」に改め、同条第4号のエ中「の番号、交付年月日及び」を「又は免許情報記録の番号及び」に改める。

第86条の23第2号のク中「の番号、交付年月日」を「又は免許情報記録の番号」に改める。

第94条を次のように改める。

第94条 削除

様式第51号の自動車税（環境性能割及び種別割）用中

「

運 転 免 許 証	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
	有 効 期 限	年 月 日
	種 類	
	条 件	

を

に改める。

「

又 は 特 定 免 許 情 報 証	番 号	
	有 効 期 限	年 月 日
	種 類	
	条 件	

」

様式第65号の一般用の表面中「控除対象所得税額相当額又は個別控除対象所得税額等相当額」を「控除対象所得税額等相当額」に改め、同様式の特定ガス供給業を行う法人用の表面中「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削る。

様式第125号及び様式第126号を次のように改める。

(様式第125号) 及び (様式第126号) 削除

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課